

財務省第9入札等監視委員会
平成24年度第4回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年6月28日金 大阪合同庁舎第三号館 会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊 辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士 委員 相原 隆 関西学院大学法学部教授・同大学院法学研究科教授 委員 中務 裕之 中務公認会計士・税理士事務所長 公認会計士	
審議対象期間	平成25年1月1日（火）から平成25年3月31日（日）まで	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札公共工事		契約件名：今川合同宿舎外壁改修等ほか1件工事 契約相手方：株式会社西日本工業 契約金額：24,675,000円 契約締結日：平成25年2月8日 担当部局：近畿財務局
随意契約公共工事	—	
競争入札物品役務等	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステム賃貸借 一式 契約相手方：三菱電機クレジット株式会社 関西支店 契約金額：2,351,664円 契約締結日：平成25年1月11日 担当部局：神戸税関
随意契約物品役務等	2件	契約件名：埠頭監視カメラシステム一式の賃貸借 契約相手方：三菱電機クレジット株式会社 関西支店 契約金額：1,980,720円 契約締結日：平成25年1月30日 担当部局：大阪税関
		契約件名：平成25年分路線価等を定めるための鑑定評価額の算出及び意見価格等の提出業務 契約相手方：株式会社谷澤総合鑑定所 契約金額：12,040,308円 契約締結日：平成24年10月19日 担当部局：大阪国税局
応札応募業者数1者関連	1件	契約件名：埠頭監視カメラシステム賃貸借 一式
委員からの意見・質問、それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p> 契約件名：今川合同宿舎外壁改修等ほか1件工事 契約相手方：株式会社西日本工業 契約金額：24,675,000円 契約締結日：平成25年2月8日 担当部局：近畿財務局 </p> <p> 入札状況を見ると、1から4番札あたりまでが同一水準で応札しており、今回の落札者だけが低入札であったのではないということがわかり、このあたりの金額が当該工事を行う場合の相場なのではないかと考えることができる。 </p> <p> 低入札調査の中で予定価格と、落札者の価格がどのような項目で異なっていたのかをご説明願いたい。 </p> <p> 直接仮設工事で、なぜ大きな差額が発生するのか。 </p> <p> 応札者8者のうちの6者までが予定価格を下回り、7者目も予定価格に近いが、この結果について、予定価格の算出方法との関係でどのように考えているか。 </p>	<p> 工事積算比較表の項目のうち直接工事費において、当局積算価格と落札者の見積額で差異が発生している。 </p> <p> この本件工事は外壁改修工事及び防水改修工事からなり、工種的には、直接仮設工事、防水改修工事、外壁改修工事、雑工事、撤去工事の5工種になる。このうち最も差異が発生しているのが直接仮設工事であり、差額の約6割を占めている。 </p> <p> それ以外の部分でもコストを全体に抑えることができた結果であると聴取している。 </p> <p> それから、共通仮設費、現場管理費、一般管理費などの諸経費で差額が発生しているが、これら経費については、業者が諸経費の大幅な縮減に努めたということで半分程度の金額になっている。 </p> <p> これらが主たる要因であると考えている。 </p> <p> 差額が発生する要因として、業者が足場をほかの物件と共通で利用したりする形でコストを圧縮するということが考えられる。 </p> <p> 予定価格の積算では、あくまでも当局の共通積算のルールに則って積算していることから、このようにコストを下げることによって、差異が発生すると考えられる。 </p> <p> 足場などの場合、業者はリースで調達したりしているが、当局の積算では「物価資料」などの資料等を用いて足場の単価を算出している。 </p> <p> 平成24年度に実施した外壁改修工事で参加資格が本件と同じD等級の工事が他に3件あった。 </p> <p> この3件の入札状況を見てみると、予定価格以上の業者が計15者、予定価格から調査基準価格内、いわゆる落札可能で低入札調査が不要の価格の業者が計10者、調査基準価格以下の業者が計12者ということで、業者の分布のバランスは取れており、当局の基準に従った予定価格の算定について、特に </p>

意見・質問	回答
<p>今回の工事の施工場所は大阪の今川と箕面であるが、これを岡山市の業者が落札したという、その距離的なところに少し違和感があるが、この点について、低入札調査の際に全く配慮しないということか。</p> <p>低入札調査の調書に、地理的な条件という項目があるが、この点を評価しているのか。</p> <p>車で約2時間30分程度の距離にあると記載しているが、この点について差し支えないと判断しているのか、マイナスだと考えているのか、または単に形式的に記載しているのか、そのあたりはどのように考えているのか。</p> <p>今回の工事契約は下請を使っても構わないという前提の契約か。</p> <p>岡山の業者でも工事施工場所に近いところの下請を使っている可能性はあるのか。</p> <p>自社で雇っている職人を連れていくこともよい</p>	<p>高過ぎるとは考えていない。</p> <p>本件については、工事期間が2月9日～3月22日までの予定となっており、業者から見た場合に、年が明けて既に受注している手持ち工事が完成していく時期であり、最後の追い込みで工事受注を確保したいと、そういう要因があったと考えられる。</p> <p>そのような背景で応札業者がコストダウンを図ることで落札につなげようと企業努力した結果、調査基準価格を下回る応札者が多くなったと考えている。</p> <p>当該業者の所在地と施工場所との間の距離が長くなると、コストが上昇するのではないかということで、低入札調査の際に当局もヒアリングをしているが、問題にならない形で施工すると聴取している。</p> <p>今回落札業者については、過去にも当局発注の公共工事を受注している。平成23年には豊岡合同宿舍の外壁改修、平成24年には、阿倍野合同宿舍外壁改修等ほか2件工事についても、こちらに出てきて実施している。</p> <p>時間、距離で2時間かかるが、今回工事は、外壁改修であり、工事の内容は足場をかけて、吹きつけをするということで、職人の人数等も限られている。</p> <p>この業者はほぼ毎年1件ずつぐらい外壁改修を施工している。そのときも舞鶴とか豊岡、あと和歌山方面でも仕事を受注しているが、やはり職人等を市内の宿泊施設に常駐させるなどの対応を行って時間的なことは解消しているというところである。</p> <p>時間的なものは、近いとは考えていないが、仕事をこなすことに問題がないことを、ヒアリングと実績を加味して判断をしているところである。</p> <p>総合建設業となっているので、下請等は使っても構わない。</p> <p>今回のように、職人を連れてきて、こちらで仕事をすることは問題ない。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="164 147 785 226">と思うが、職人を現地で雇って作業させるということもあり得るということか。</p> <p data-bbox="164 286 785 409">工事の完成が遅れたことについてだが、業者側には全く責任のない理由であると理解してもよいか。</p>	<p data-bbox="809 286 1428 409">遅れた理由は、自転車置き場が足場の仮設に影響があり入居者等の調整に時間がかかったものであるので、業者側には責任はない。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名： 埠頭監視カメラシステム賃貸借一式 契約相手方： 三菱電機クレジット株式会社 関西支店 契約金額： 2,351,664円 契約締結日： 平成25年1月11日 担当部局： 神戸税関 </p> <p> 契約件名： 埠頭監視カメラシステム一式の賃貸借 契約相手方： 三菱電機クレジット株式会社 関西支店 契約金額： 1,980,720円 契約締結日： 平成25年1月30日 担当部局： 大阪税関 </p> <p> 同様の契約を神戸税関では「一般競争入札」、大阪税関では「公募」により調達している。いずれの調達方法が適切か確認したい。 </p>	<p style="text-align: center;">2 案件同時に審議</p> <p> 【神戸税関】 神戸税関がなぜ一般競争入札を行っているかを説明する。 </p> <p> 平成18年に「公共調達の適正化について」という通達が発出され、その中で、随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札をすることとなっており、また、従来特命随契を行ってきたものについては、競争性及び透明性を確保するというを目的として一般競争入札、または企画競争もしくは公募を行うこと、と規定されている。つまり、通達上、一般競争入札も公募もどちらも適正な調達方法とされている。 </p> <p> 一般競争入札と公募と金額面に違いがあるかどうかについて説明する。一般的に、再リース契約は「物価資料」にもあるように当初リースに一定の率を掛けて算出されるものである。本件の1回目のリースの際の金額、それから、他の同種案件を公募により実施した時の金額、ともにその率は同じであった。 </p> <p> 本件の2回目再リースではその率が異なって少し安くなっているが、これは今回リースするカメラの台数を減らしているからであり、減らさなければ同率になっていたと思われる。つまり、公募も一般競争入札も金額面に差は生じないということである。 </p> <p> その他、事務コスト面についても公募と一般競争入札の手續に差はないことから、当関では通達 </p>

意見・質問	回答
<p>公募とは何か。簡単に説明願う。</p> <p>本件は新品を持ってきてもよいのか。</p> <p>そうすると、応募する者は、リース会社が使用しているものを、つまり他人が所有しているものを買い取って参加するということか。</p> <p>それは入札であっても同じことか。</p> <p>基本的な契約を両者にお聞きするが、もともとのリース契約には再リース条項が書かれているのか。</p> <p>一般的なコピー機のリースであれば最初に書いてある。満了したら、その後は10分の1で再リースすることができるなど。要するにリースを受ける、借りている側の選択でできると。もしくは買い取ることもできるのではないか、それが明示さ</p>	<p>上で原則的な取扱いと記載されている一般競争入札を選択している。</p> <p>【大阪税関】 神戸税関の説明にもあったが「公共調達適正化について」という同じ通達を基に公募を実施している。</p> <p>本件は、当初リースのときに競争が働き、その後の再リースは当然現契約者が優位となり、公募をしても一般競争入札をしても結果は同じと考える。</p> <p>予定価格についても、「物価資料」を基に神戸税関と同じ率で積算しているが、業者の提出する見積額も同額となり、結果それが契約額となっている。</p> <p>今回、質問のあったどちらの手続が適正かについては、双方とも適正な契約方法であると考えている。</p> <p>【大阪税関】 この契約に参加したい人がいるかという形で業者に広く募っている状態を指す。複数者いれば、その後、一般競争入札に移行する。1者しかいないのであれば随意契約に移れるという制度である。</p> <p>【大阪税関】 仕様書で今現在使っているものをそのまま継続使用するという形にしている。</p> <p>【大阪税関】 そういうことになる。</p> <p>【神戸税関】 当初のリース契約の時点では、再リースに関する一切仕様上記載していない。</p> <p>【大阪税関】 同じである。</p> <p>【神戸税関】 神戸税関のやり方の場合、入札に対して応札しなければ、結果として断ることは可能である。</p>

意見・質問	回答
<p>れているので、そこで値交渉の余地もないだろうし、向こうがノーと言う権利もないということになる。この契約において貸し手が5年以上で貸さないということができるのか。</p> <p>現実には5年以上のことは書いてないが、更新するとなれば業者のほうは断ることはないということか。</p> <p>そのときに価格もおかしな金額になることもないということか。</p> <p>それは制度としてどうなのかとを感じる。お互い信頼関係で成り立っている。翻って再リースなどの場合に、そのリース物件をわざわざ第三者が取得してそれを再リースするというようなことは現実的にはあり得ない。このような場合にまで公募なり入札をするということに問題を感じる。</p> <p>本件はやはり、随意契約が妥当である。ところが、価格的には商習慣上の当初リースに掛ける率があるため、一者応札で落札は成立している。結局のところ、いずれの方式をとっても何がポイントなのかというと、契約の相手方を複数得ることというのは事実上無理なわけで、であれば価格が一番重要であると考えます。つまり、当初リースに掛ける一定の割合は妥当なものかどうかの検証はどうするのか。</p> <p>実質的に他の業者が入らないことが分かっているため、形式上の入札や公募をするのはよくないと感じる。ここにお集まりの部局だけでは解決できないことかもしれないが、そういう形づくりはやめるといふふうに国全体が動かなければならぬ。</p> <p>具体的に各部局のほうから上の方にそういう意見を述べる機会というものはあるのか。</p> <p>あと、話は変わるが、当初契約で再リースの条項を入れておけば、この議論は発生しないのではないか、一般の会社のコピー機のリースなどはそ</p>	<p>【神戸税関】 断られたことはない。</p> <p>【神戸税関】 そうである。</p> <p>【神戸税関】 先ほどの説明でも少し触れているが、「物価資料」等、そういう積算資料においても、過去の実績等においても同じ割合である。それと、実際その業者側の参考見積もりも事前に徴取しており、その金額を見て、おかしなところがあれば、当然、質問や指摘することになる。その上で最終的な判断をしている。</p> <p>【神戸税関】 神戸税関は、入札等監視委員会です。こういった意見を頂戴したと、機会を捉えて伝えるようにしている。</p> <p>【神戸税関】 買い取りに関して説明する。埠頭監視カメラは、税関の中でもかなり有効な取締機器である。当初のリース期間である5年間は、実</p>

意見・質問	回答
<p>うなっているのではないかと。もう1つは、買い取りの検討は行っているか</p> <p>大阪税関はどうか。</p> <p>以前の抽出案件で、この埠頭監視カメラであったかどうかは記憶が定かではないが、実質的には8年とか10年使っているというのがあったと思うが、そうすると、では10年なら10年の契約にするべきという話になるが、それがまた法律で5年超は難しいという話であったかと。一般企業においていうと、再リースを繰り返すぐらいだったら買ったほうが安いというのが一般企業の普通の事務機器のリースである。したがって、本件は2回目の更新であるが、3回目、4回目ということが実質予定されているのであれば、もう買い取るか、それか当初の契約を長くするかできないのか。</p> <p>大阪税関は如何か。</p> <p>確認であるが、保守点検は別契約になるのか。</p> <p>別契約になるのか。</p>	<p>際毎日使っているような機械であり、当然デリケートな機械であることから、使えば使うほど機能が落ちていく。したがって、当初リース期間が終了した段階で買い取ってしまうと、その機械がもうこれ以上直せないという不具合が発生した場合に無駄になってしまうことも予想される。再リースであれば、途中で契約を解除することが可能であり、そのようなリスクを回避できると考える。</p> <p>その他、港湾状況の変化に合わせて、機器の台数の変更などの対応がとり易い面がある。</p> <p>【大阪税関】 我々の埠頭監視カメラは、劣化したものを修理する場合の経費がばかにならない。そして、複雑なシステムが組み合わさって構築されているため、その古いシステムが5年ないし6年経過したときに修理できるもの、できないものという形でリスクが発生する。神戸税関同様に状況に応じて、修理若しくはリースの打切りの対応が取れる再リースが有効であると考えます。</p> <p>【神戸税関】 当初のリース期間を延ばすというのは、現状、この機器というのは標準使用期間というのが定められており、その期間を限度に契約をしている。それを延ばすというのは、我々の独断でやるというのは非常に難しい。</p> <p>【大阪税関】 やはり予算の裏づけがないと、契約できないことから、厳しいと考える。</p> <p>【神戸税関】 今回の再リース契約には保守は含まれていない。</p> <p>【神戸税関】 神戸税関が有している埠頭カメラのうち、当初リースではないものを抜き出して、再リースの分だけの保守契約を結んでいる。</p>

意見・質問	回答
<p data-bbox="188 143 715 176">それもまた競争入札か何かにかけるのか。</p> <p data-bbox="188 282 485 315">再リースは何年単位か。</p> <p data-bbox="161 376 786 819">色々な発言があったが改めて整理する。形だけの入札もしくは公募というのは、好ましくないと考える。それを回避するために、当初からの契約で延長の条項を入れることができないか、もしくは、実質的に使える期間が8年なら8年というのに見合った契約が当初からできないかということ。もう1つは、やはり5年しか契約できないということであれば、実質的にあと3年ぐらい使えそうだったら、1年ごとに更新せずに買い取りを検討してはどうかと考える。</p>	<p data-bbox="810 143 1433 226">【神戸税関】 定期保守と随時保守があり両方入札を行っている。</p> <p data-bbox="821 282 1358 315">【神戸税関】 再リースは1年単位である。</p>

意見・質問	回答
<p> 契約件名：平成25年分路線価等を定めるための鑑定評価額の算出及び意見価格等の提出業務 契約相手方：株式会社谷澤総合鑑定所 契約金額：12,040,308円 契約締結日：平成24年10月19日 担当部局：大阪国税局 </p> <p> 契約相手方により、支払金額が大きく異なる理由について説明願いたい。 </p> <p> 依頼件数の割り振りは、評価員の数と単純比例になるのか。そうでない場合は何か要素があるのか。 </p> <p> 契約単価はどの業者も同じか。 </p> <p> 一部の業者を優遇するような偏った依頼を行っているのではなく、基本的に公平に依頼していると理解してよいか。 </p>	<p> 当該業務は、大阪国税局の管轄区域内における路線価及び評価倍率を定めるための鑑定評価額の算出を依頼するものである。 </p> <p> 契約相手方は、法人又は個人事業所（以下「業者」という。）であるが、当該業務の成果物である鑑定評価書等の作成者は不動産鑑定士等の個人（以下「評価員」という。）である。 </p> <p> 業者に所属する評価員の数により、依頼件数及び支払金額が異なるものとする。 </p> <p> 評価員への依頼については、基準が設けられており、この基準に基づき、評価員の過去の実績等を踏まえ依頼を行っていく。 </p> <p> よって、所属する評価員の人数が同じ法人又は個人事業所であっても、若干の差は生じるものとする。 </p> <p> 同じである。 </p> <p> 一番適正と思われる業者に依頼を行っていることと認識している。 </p>